

2009年2月13日

各位

株式会社みずほフィナンシャルグループ

米国証券取引委員会宛 Form 6-K の提出について

当社は、現地時間 2009 年 2 月 12 日、米国証券取引委員会 (SEC) に、2008 年 9 月期米国会計基準決算に係る報告書を Form 6-K により提出致しましたので、お知らせ申し上げます。なお、当該 Form 6-K は

当社ホームページ(<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/sec/others.html>)
で閲覧・入手することが可能です。

なお、2008 年 9 月期に関し、今回提出した米国会計基準決算と、既に開示済の日本会計基準決算との一部の差異につき、以下補足致しますが、これらの差異は基本的に日米の会計上の取扱いが異なることによるものです(括弧内は、米国会計基準から見た日本会計基準との当期利益の差異金額)。

・ デリバティブ及びヘッジ取引(+973 億円)

ヘッジ取引の指定とその有効性評価の基準が米国会計基準は日本会計基準より厳格なため、日本基準でヘッジ適格なデリバティブの多くが、米国基準では、公正価値(fair value)の変動を損益計上するトレーディング資産・負債として扱われます。

日本会計基準では、金融商品への組込デリバティブとその主契約のリスクを別々に管理している場合は区分経理が認められますが、米国会計基準では、主契約と明確かつ緊密に関係している組込デリバティブは区分経理が認められません。

・ 投資及びトレーディング有価証券(+1,084 億円)

米国会計基準では、売却可能有価証券(available-for-sale securities)の公正価値が原価を下回るまで下落し、その下落が一時的でないと考えられる場合は損益に計上されます。時価の下落が一時的か否かの判定にあたっては、時価の回復、または、満期まで当該有価証券を保有する能力及び意図の有無、下落の期間と程度、発行体の短期的な見通し等の要因を勘案します。一方、日本会計基準では、売却可能有価証券の公正価値が原価を著しく下回るまで下落し、その下落が一時的ではないと考えられる場合、短期的な回復が合理的に見込まれない限り、損益に計上されます。

米国会計基準では、SFAS159 号に基づき金融資産および負債に対して公正価値オプションを適用することが認められていますが、日本会計基準では認められていません。当社は、2008 年 4 月 1 日より、外貨建売却可能有価証券に公正価値オプションを適用したため、これらの有価証券がトレーディング有価証券に分類替えされ、その公正価値変動の全額が損益として認識されることになりましたが、日本会計基準では、為替要因による公正価値変動のみが損益として認識されております。

・ 税効果(+3,382 億円)

米国会計基準では、繰延税金資産の回収可能性を判定する際、合理的に見積もり可能な課税所得の源泉を考慮しておりますが、これには売却可能有価証券の含み益が含まれているため、当該含み益の減少に伴い繰延税金資産の計上額が減少し損益に影響を与えております。これに対し、日本会計基準では、繰延税金資産の回収可能性は基本的に将来課税所得に基づき評価されます。

なお、株主資本につき、米国会計基準決算と日本会計基準決算で主要な差異のある項目は、「投資及びトレーディング有価証券」(+2,323 億円)、「土地再評価」(+1,863 億円)、「退職給付」(+3,807 億円)であります(括弧内は、米国会計基準から見た日本会計基準との株主資本の差異金額)。

また、本日、東京証券取引所が開設しているTDnet 上で、中間決算短信(米国会計基準)を開示しております。<http://www.mizuho-fg.co.jp/investors/financial/tanshin/us/index.html>

以 上

この「米国証券取引委員会宛 Form 6-K の提出について」は、一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。